

毎週火、金曜日発行（休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 開拓管農振興臨時措置法に基く管農改善資金の融通要綱
- ◇選管告示 個人演説会施設の指定
- ◇公告 昭和三十三年二級建築士試験の実施
- ◇難報 鳥取県市町村職員共済組合の補欠遠挙の当選者
- ◇正誤 昭和三十三年五月三日付（号外）選管告示第二十五号中訂正

告示

鳥取県告示第九十五号

開拓管農振興臨時措置法に基く管農改善資金の融通要綱を次のように定める。

昭和三十三年五月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

開拓管農振興臨時措置法に基く管農改善資金の融通要綱

（目的）

第一条 この要綱は、開拓管農振興臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号。以下「法」という。）に基いて、開拓管農振興組合が、災害にかかる経営資金の返済に充てるために必要な資金の融通を円滑にするための措置に関し必要な事項を定め、もつて開拓地における農業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この要綱で「開拓管農振興組合」とは、法第二条の規定に基いて知事の承認を受けた開拓農業協同組合（以下「振興組合」という。）をいう。

2 この要綱で「管農改善資金」とは、振興組合が、法第二条第一項に規定する開拓者に対し、災害にかかる経営資金（その経営資金の貸付に充てるための資金を鳥取県開拓生産農業協同組合連合会が知事との契約に

4 より利子補給又は損失補償を受けることを条件として当該組合に貸し付けた場合に、当該開拓者が当該組合からその貸付金の使途に従つて貸付を受けた経営資金で政令に定めるものに限る。）の返済に充てるために必要な資金として貸し付ける資金をいう。

3 この要綱で「融資機関」とは、鳥取県開拓生産農業協同組合連合会をいう。

4 この要綱で「利子補給金」とは、融資機関が、営農改善資金に必要な資金として、振興組合に貸し付けた資金の利子に対する補給金をいい、「損失補償金」とは、融資機関が、振興組合に融資したことにより受けた損失に対する補償金をいう。

(利子補給金の交付)

第三条 県は、融資機関がこの要綱の定めるところにより営農改善資金に必要な資金として振興組合に貸し付けたときは、当該融資機関に対し利子補給金を交付する。

2 前項による利子補給金の額は、当該利子補給の対象

となつた融資残高について、次の表の下欄に掲げる利率で計算した額とする。

資 金 別	年 率
法第三条第二項に規定する利率年 三分五厘以内の条件で貸し付けら れた資金	年六分五厘以内
その他の資金	年四分五厘以内

3 利子補給金を交付する期間は、融資が行われた日から五年とする。ただし、開拓営農振興臨時措置法施行令（昭和三十二年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第六条に規定する国が県に対して利子補給に要する経費の一部を補助する期間が改正された場合は、改正後の期間とする。

(貸付限度)

第四条 融資機関が振興組合に対し、営農改善資金に必要な資金として貸し付ける資金の限度額は、令第七条に規定する災害にかかる経営資金の昭和三十三年一月三十一日現在における融資機関の貸付残元金の範囲内

とする。

(利率)

第五条 振興組合に対する融資の利率は、次に掲げるとおりとする。

資 金 別	年 率
法第三条第二項に規定する利率年 三分五厘以内の条件で貸付けられ た資金	年三分五厘以内
その他の資金	年五分五厘以内

(償還方法)

第六条 償還方法は、年一回又は二回の元本均等償還とし償還期間は、十年以内とする。ただし、三年以内の据置を含むものとする。

(融資総額)

第七条 営農改善資金に必要な資金として融資機関が振興組合に対し貸し付ける資金の総額は、二百五十万円を限度とし、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までに行うものとする。

(貸付方法)

第八条 営農改善資金に必要な資金の貸し付けを受けようとする振興組合は、営農改善資金借入認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類正副二通を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 営農改善資金借入調書（第二号様式）
- 二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は前項による認定をしたときは認定書を融資機関に交付する。

(損失補償)

第九条 融資機関が営農改善資金に必要な資金として貸し付けた資金について最終償還期限到来後三月を経過しなお元本及び利子（遅延利子を含む。）が償還されないときは、県は融資機関に対して当該損失額又は当該損失補償の対象となつた貸付金総額の百分の五十に相当する額のどちらか低い額で損失補償をする。

(債権の回収)

第十条 金融機関は前条の損失補償をうけた後において

鳥取県告示第百九十六号

次のように豚コレラ及び気腫を予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により豚及び牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年五月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 豚コレラ及び気腫を予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚コレラ予防注射 豚、ただし生後四十日及び分娩後一箇月以内のものを除く。
気腫を予防注射 牛、ただし生後三箇月以内及び分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
豚コレラ予防注射 豚コレラ予防液皮下注射
気腫を予防注射 気腫を予防液皮下注射

別表(一) 倉吉家畜保健衛生所

豚コレラ予防注射	実施期日	実施区域	実施場所
	五月七日	東伯郡北条町下北条	同上
	"	倉吉市上北条	"
	八日	東伯郡北条町下北条	"
	"	倉吉市北谷	"
	九日	上小鴨	"
	"	社	"
	"	東伯郡三朝町小鹿、三朝	"
	十日	"	旭
	"	倉吉市社	"
	十二日	"	"
	"	東伯郡東伯町八橋	"
	十三日	"	"
	"	東郷町東郷	"
	十四日	花見	"

"	"	中山町 _下 中山 _上	"
十五日	"	東伯町浦安	"
"	"	赤碕町安田	"
十六日	"	羽合町長瀬	"
"	"	赤碕町成美	"
十七日	"	羽合町長瀬	"
"	"	東伯町 _上 郷 _下	"
十九日	"	羽合町橋津	"
"	"	泊村	"
二十日	"	"	"
"	"	羽合町宇野	"
二十一日	"	倉吉市灘手	"
"	"	東伯郡赤碕町赤碕	"
二十三日	"	"	"
"	"	倉吉市高城	"
二十四日	"	東伯郡羽合町淺津	"

気腫を予防注射	実施期日	実施区域	実施場所
	"	関金町 _{矢送} 南谷	"
	五月二十六日	東伯郡関金町南谷	南谷家畜検診所
	"	矢送	矢送
	二十七日	倉吉市上小鴨	上小鴨
	"	小鴨	小鴨
	二十八日	上井	上井
	"	上北条	上北条
	二十九日	東伯郡北条町中北条	中北条
	"	羽合町長瀬	長瀬
	三十日	倉吉市倉吉	倉吉
	"	西郷	西郷
	別表(一) 浜村家畜保健衛生所		
	豚コレラ予防注射		
	実施期日	実施区域	実施場所
	五月七日	気高郡気高町浜村	同上

八日	宝木
九日	酒津村
十二日	青谷町青谷
十三日	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により気高町選挙管理委員会から次のとおり個人演説会の施設を指定した旨報告があつた。

昭和三十三年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席坪数	聴衆席収容見込人員数
昭和三三、四、三〇	気高郡気高町酒津	酒津青年会館	酒津青年団	一八	一五〇
"	気高郡気高町大字下坂本六三	瑞穂公民館	気高町教育委員会	二〇	一五〇

公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定による昭和三十三年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和三十三年五月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

昭和三十三年二級建築士試験実施要領

第一 受験資格

昭和三十三年七月五日までに次の各号の一つに該当する者

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（昭和二十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者。

- 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者。

- 三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者。

- 四 建築に関し七年以上の実務の経験を有する者。

備考 なお外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については二級建築士試験受験資格認定基準（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて個別に審査され受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期間

昭和三十三年五月十日から同年六月三日まで。（郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限ります。）

二 申込の方法

- (1) 申込関係用紙の請求先
県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所（以下「土木出張所」という。）
（郵送で請求する場合は表に（二級建築士試験申込用紙請求）と朱書し、所要の郵便切手をはつたあて先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。）
 - (2) 申込書類の提出
受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。
 - (イ) 実務経歴書
 - (ロ) 受験票
 - (ハ) 証明書その他の書類
- 受験資格があることを証明する書類（これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類）又は建築士法第十五条第一項第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等。

(ニ) 写真（受験票にちよう付すること。）

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦五・五センチメートル、横四センチメートルのもの。

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは受験票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

- 一 試験の期日及び時間割
 - 第一日 七月五日（土曜日）
 - 午後二時から午後三時三十分まで 建築施行
 - 午後三時四十五分から午後五時十五分まで 建築法規
 - 第二日 七月六日（日曜日）
 - 午前九時から午前十時三十分まで 建築構造
 - 午前十時四十五分から午後零時十五分まで / 計画
 - 午後一時から午後五時三十分まで 建築設計製図
- 備考 昭和三十一年二級建築士試験に三科目又は四

科目に合格点を得てその科目の試験の免除を受けるものは、残りの科目の試験だけを受けて下さい。

二 試験の場所 鳥取市立川町五丁目 鳥取県立鳥取工業高等学校

三 携行品

- (1) 受験票
- (2) 建築関係法令（解説を付したものは除く。）
- (3) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル—三〇センチメートルの物指
- (4) 昼食
- (5) 上草履

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において公告し、試験の科目のうち三科目又は四科目に合格点を得たものにはその旨本人に通知します。発表の期日は昭和三十三年八月下旬の予定です。

注意

- (1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県建築課へ連絡して下さい。
- (2) 詳細については、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）同法施行令（昭和二十五年政令第二百一十号）同法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）を参照の上不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合せて下さい。（通信による場合は所要の郵便切手をはつた宛先明記の封筒又は葉書を同封のこと。）

雑 報

昭和三十三年四月二十五日執行した鳥取県市町村職員共済組合会議員の市町村長が選挙する第十選挙区の補欠選挙において次の者が当選した。

昭和三十三年五月六日
鳥取県市町村職員共済組合理事長 野坂寛治

江府町長 手島 祐

正 誤

昭和三十三年五月三日付(号外)鳥取県選挙管理委員会
告示第二十五号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行 誤 正
六十四 名和小学校 名和中学校

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取